

一 要求ニ據テハ請テ期リ答歸サシムル式極ナシコトヲ請メ得  
 テテベテ工機主ニ就テハ工機更退問題ニ斷然非スルヲ其册  
 六 半額中ノ辭費全額ヲ負擔スルコト  
 五 辭費ヲ出サシムルコト  
 四 辞業中ノ辭費ヲ全額支給スルコト  
 三 火葬機關ヲ請ムルコト  
 二 養老院合ヲ請ムルコト  
 一 工機更退業ヲ變更スルコト  
 工機更退業ヲ變更スルコトハ

警察ハ非特ノ如クテモ工機主ノ工機更退ノ意旨ヲ察シ  
 關涉マシテ登用モリ辭職ヲ受ル可キ理由ナシト突キ返シタ  
 十一月廿五日 工機更退業ヲ變更スルコトハ

財團法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

十一月廿五日 罷業

警察側ノ斡旋ニヨツテ解決ノ曙光ミエタノデ表面上ノ仲裁ヲ上  
 村尼ヶ崎市長ニ依頼シ結局左ノ如キ結果ニヨツテ午後六時遂ニ  
 其ノ解決ヲシタノデアアル

- (一) 工場長問題ニ就イテハ上村市長ノ人格ト手腕ヲ信ジ其決裁ヲ俟ツコト
- (二) 労働組合ヲ認ムルコト。團體トシテハ認ムル事不能ルモ個人ノ加入ハ隨意ナルコト
- (三) 決議機關ヲ設クルコト。近ク工場委員制度ヲ設クルコト
- (四) 爭議中ノ日給ヲ支拂フコト。半額ハ工場操業ト同時ニ支給シ半額ハ何等カノ名目ヲ附シテ給與スルコト
- (五) 今回ノ爭議ニ依リテ犠牲者ヲ出ザルコト。認容シ併セテ爭議勃發ノ原因トナツタ工場責任者浦、檜村ノ解雇ヲ取消シ復職セシムルコト